

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定（変更）

株式会社トーヨーワーク（以下「甲」という）と労働者の過半数を代表する吉田 真由美（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、令和5年3月31日付で締結した「労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定」（労使協定の有効期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日）（以下、原「協定」という）について、次のとおり協定内容を変更する。

（変更項目）

第1条 原「協定」の第3条及び第4条に規定の別表1および別表2に関して、本「協定」の別表1同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与等の関係）【適用期間：令和5年10月～令和6年3月】及び別表2対象従業員の基本給、賞与及び手当の額【適用期間：令和5年10月～令和6年3月】の通り変更する。

（変更項目以外）

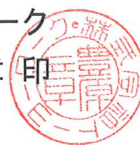
第2条 原「協定」における上記（変更項目）以外の条文（参照する別表1、別表2、別表3及び別表4を含む）は、原「協定」の有効期間中（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間）は、引き続き有効であることを確認する。

（有効期間）

第3条 第1条の変更に関しては、令和5年10月1日より適用し、有効期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までとする。

令和5年9月30日

甲 株式会社トーヨーワーク
代表取締役 豊原 章 印



乙 過半数労働者代表 吉田 真由美 印

